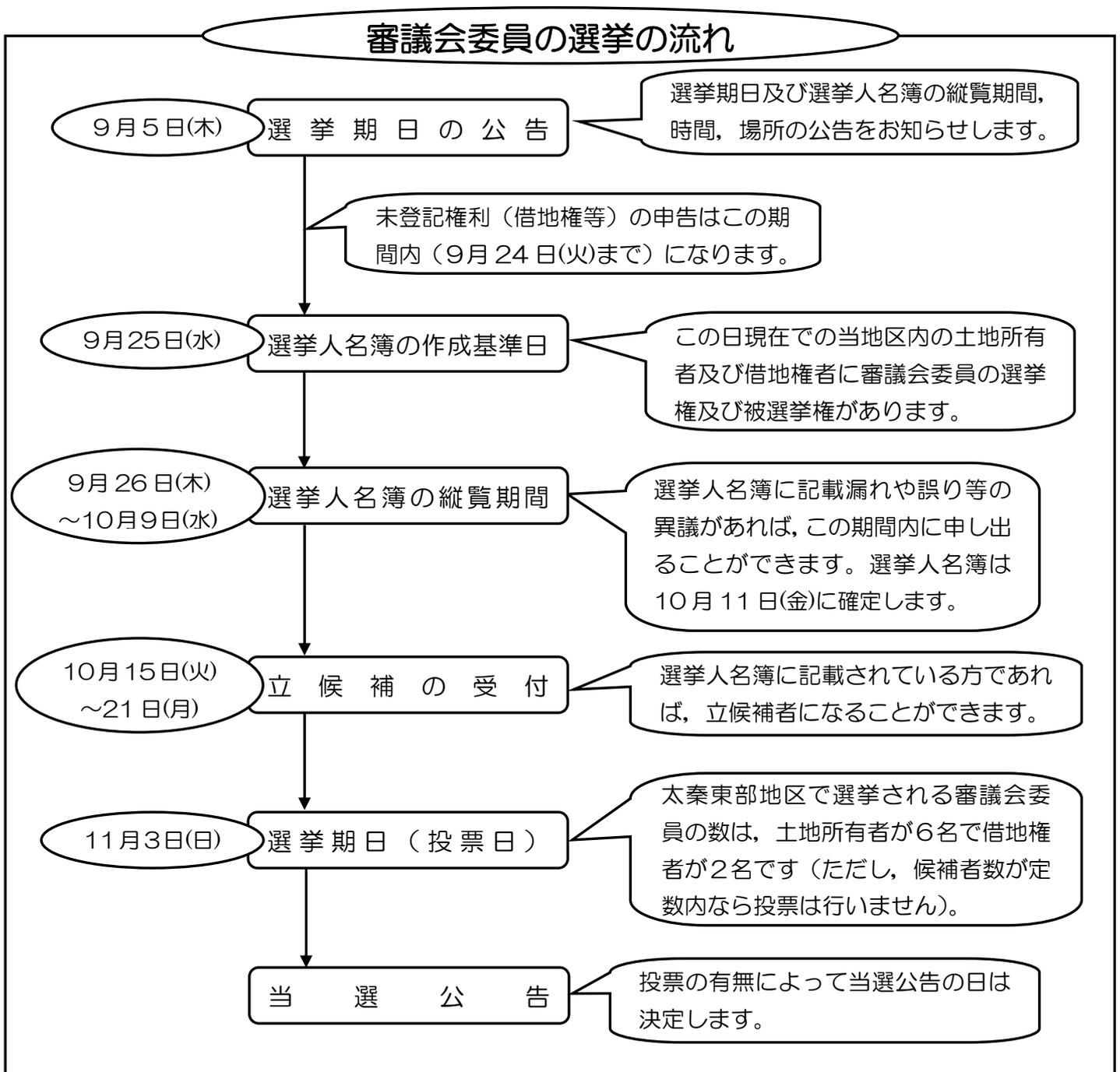


うずまさ

事業計画が決定されました！！

日頃は、天神川駅（仮称）周辺整備事業に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。以前からお知らせしてきました太秦東部地区土地区画整理事業の事業計画につきましては、9月4日（水）に決定されました（8月29日（木）に国土交通大臣の認可がありました）。

事業計画が決定されたことに伴い、まず土地区画整理審議会委員（以下、審議会委員という。）の選挙を行うこととなりますので、今号では主に審議会委員の選挙についてお知らせいたします。審議会委員の選挙の流れは下図のようになります。



選挙が始まるまでに必要なこと

前号でもお知らせしましたが、審議会委員の選挙での選挙権及び被選挙権を確認するために、下記に該当される方には申告していただく必要があります。なお、該当すると思われる方々には拠点整備課の職員が個別にお伺いして説明いたします。

申告が必要な方

申告権利のうち、借地権の申告者については、選挙権及び被選挙権があります。

選挙権及び被選挙権、投票権等を行行使する代表者を選任していただきます。

相続の届出をしていただいた方には、選挙権及び被選挙権があります。なお、相続人が複数であれば代表者選任も必要です。

- ・所有権以外の未登記権利を有しておられる方
- ・宅地を共有又は共同で借地をしておられる方
- ・相続登記をしておられない方

審議会委員について

京都市が太秦東部地区土地区画整理事業を進めるにあたっては、審議会委員の同意を得たり、意見を聴いたりして行わなければならないことが法律で定められています。

審議会の役割

- 1 施行者（京都市）が審議会の同意を得なければならないこと
 - (1) 評価員の選任について
 - (2) 特別の宅地（過少宅地、私道等）に関する措置について
 - (3) 宅地地積の適正化について
 - (4) 借地地積の適正化について
- 2 施行者（京都市）が審議会の意見を聴かななければならないこと
 - (1) 換地計画の作成や変更について
 - (2) 換地計画に関する意見書の審査について
 - (3) 仮換地の指定について

第1回の審議会では、審議会の会長及び会長代理の選出、1の(1)の評価員の選任について審議する予定です。

評価員（ひょうかいん）・・・施行者（京都市）が換地計画において土地の評価を行うとき、その評価に対して意見を述べるができる方で、その資格としては、土地及び建物について評価の経験を有する方であること。太秦東部地区の評価員の定数は、施行規程により3人です。

その他の語句の意味についても、そのつど説明いたします。

このように、太秦東部地区土地区画整理事業は、審議会の協力を得ながら進めていきたいと考えております。今後とも、皆様の御理解、御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。